

## 意見書案 第6号

### 憲法解釈変更による「集団的自衛権の行使容認」に反対する意見書（案）

安倍晋三首相は、首相の私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の「報告書」を受け、集団的自衛権の行使について、従来の「憲法9条の制約から保有するが行使できない」とする憲法解釈を変更し、国会審議や国民の声を聞くことなく、閣議決定によって「行使を容認」しようとしています。

安倍政権は、集団的自衛権行使を容認する論拠として、1959年の「砂川事件最高裁判決」の「自国の存立のために必要な自衛措置を取り得ることは当然」との部分を持ちだし、最高裁が集団的自衛権の行使を否定していないことを挙げています。判決で問われたのは米軍の駐留の是非であり、当時、米軍の駐留や自衛隊の存在そのものの合憲性が論争となっていることを考えると、最高裁が集団的自衛権まで認めたという主張はあてはまりません。

「安保法制懇」の「報告書」では、行使の要件として、「放置すれば日本の安全に大きな影響が出る場合」などを挙げ、「集団的自衛権の抑制的な行使」を求めています。いったん行使を認めれば、こうした要件は拡大解釈が可能となり、活動範囲にも歯止めが利かなくなることは明らかです。さらに、集団的自衛権行使容認のための憲法解釈変更とは別に、国連平和維持活動（PKO）や国連決議に基づく多国籍軍に参加する自衛隊が「戦闘地域」でも活動できるように憲法解釈を変更するよう求めています。

このよう解釈変更によって「実質的な改憲」を行い、憲法前文や第9条によって禁じられている集団的自衛権の行使を、時々々の政府や国会の判断で容認することはあってはならないことです。

「非武装平和主義」「基本的人権の尊重」「国民主権」を三大原則とする日本国憲法は、日本によるアジア・太平洋戦争における植民地支配と侵略戦争に対する反省から、恒久平和の強い願いを込めて制定されたものです。

したがって、国においては、集団的自衛権に関するこれまでの政府見解を堅持し、集団的自衛権の行使に道を開く憲法解釈の変更を断じて行わないよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月27日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 防衛大臣